

施設利用料金の営利加算の一部変更について

令和8年4月1日以降の予約分から運用を一部見直します

当施設のご利用にあたって、営利を目的とした利用や実態上一定の金銭授受がある場合には、通常の施設利用料金の2倍をいただいておりますが、地域団体等が参加料や受講料を徴取して開催する習い事等を実施する場合について、次のとおり、制度運用を見直します。ご利用の皆さまには、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

《変更内容》

営利加算対象の判定において、地域団体等が事業計画書を提出して収入と支出を比較する場合、以下の経費計上等が可能になります。

講師謝礼（交通費、お茶代を含む）：一定範囲（1開催あたり3千円まで/人

×最大2名）まで経費計上可能

参加費や月謝等と別に徴収する保険料：収入に含めないことが可能